

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
1	再生可能エネルギーの導入促進	< 共通 > 森林における開発許可の見直し	<p>発電設備を民有林に設置する場合、「森林の土地の保全に著しい支障を及ぼすおそれが少なく、かつ、公益性が高いと認められる事業」は開発許可が不要となっており、一般電気事業者が発電施設を設置する際に許可は不要である。一方で、その他の発電事業者による設置には許可が必要である。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。</p> <p>第一クール継続課題 公益性の議論</p>	<p>< 公益性の議論全般 > 再生可能エネルギーの導入や発電市場が自由化されている現状を踏まえ、公益性の定義について再検討を行う必要がある。</p>
2			<p>林地開発許可の申請にあたって、原則として全ての地権者（登記簿謄本上の所有権登記者）の同意が必要であるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過して相続人が不明の場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。したがって、「相当数の同意」について、地権者不明の場合は、固定資産税納税者の同意など、合理的な範囲で認めるようにすべきである。</p>	<p>「相当数の同意」が実質的に「全員の同意」となっていることは問題。代替可能な措置を講じる必要がある。</p>
3		< 共通 > 国有林野における許可要件・基準の見直し	<p>一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電事業を行う目的で5haを超える国有林野を使用する場合、事業の公共性・公益性が求められ、事業形態が「発生電力の半分以上を一般電気事業者に売電する」ものに限定されているため、一般電気事業者以外の事業者や卸電気取引所向けに発生電力を売電する場合には貸与を受けることができない。これに加えて、当該事業が、地方公共団体の定める基本構想等、地域の振興計画に位置付けられている必要があるが、この計画は3～10年に1度策定され、柔軟な見直しが行われないことから、タイミングが合わない場合は事業実施が可能となるまでに長期間を要してしまう。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、現行の貸付要件を見直すべきである。</p> <p>公益性の議論</p>	
4			<p>一般電気事業者等の公益企業を除く事業者が発電の用に供する蒸気を生産する目的で国有林野の貸付等を受ける場合、当該事業が公益事業とみなされないことから林野庁・財務省間の個別協議が必要となり、結果的に年額30万円（2haに相当）以下の場合に貸付対象が限定されてしまう。このため、当該蒸気生産事業を営もうとする際には、予定賃借料が30万円未満の借用面積でないと貸付を受けることができない。したがって、現行の貸与要件を見直し、再生可能エネルギーの普及に資するのであれば、電気以外のエネルギー供給事業（熱供給や蒸気供給等）であっても貸付を認めるべきである。</p> <p>公益性の議論</p>	<p>従来担保されていた公益性が国の都合で認められなくなっているのは問題。</p>
5		< 共通 > 保安林における許可要件・基準の見直し	<p>保安林内に発電設備を設置する場合、保安林内作業許可における「保安林の指定の目的の達成に支障を及ぼすと認められる場合」の判断が自治体毎に統一されていないため、作業許可で設置可能な場合もあれば保安林指定解除を求められる場合がある。保安林指定は増加傾向にある中、保安林の指定解除は極めて限定的であり、再生可能エネルギーの開発が非常に困難な状況となっている。したがって、保安林の指定目的を再精査するとともに、保安林を再生可能エネルギー発電設備に供する場合の許可要件に係るガイドラインを策定すべきである。</p>	<p>許可要件のガイドラインが必要。保安林の在り方についても検討すべきではないか。</p>

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
6			<p>農林水産大臣(民有林の保安林は都道府県知事)が保安林の指定解除ができる要件(「公益上の理由により必要が生じたとき」「指定理由が消滅したとき」)が極めて厳格なため、地点選定に係る様々な資料提出(地域内での風況や経済性比較等)が求められる。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、保安林指定解除要件を見直すべきである。</p> <p>公益性の議論</p>	
7		<p>< 共通 > 農地における開発許可の見直し</p>	<p>第一種農地の転用は公益性がある等、相当の理由がないと認められないため、再生可能エネルギーの円滑な導入が阻害されている。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。</p> <p>公益性の議論</p>	<p>従来許可されてきた事由が認められなくなった理由を明らかにすべき。要件の見直しが必要ではないか。</p>
8			<p>一般電気事業者、卸電気事業者、特定電気事業者が送電設備を設置する場合には、農地転用許可が不要とされている一方で、卸供給事業者のような発電事業者による設置には許可が必要である。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。</p> <p>公益性の議論</p>	
9			<p>農地転用にあたって、原則として全ての地権者(登記簿謄本上の所有権登記者)の同意が必要であるが、実際には所有権登記者の死亡後数十年が経過して相続人が不明の場合や、数十人もの共有名義の土地で一部名義人が不明な場合なども多く、かかる場合に開発許可の取得が極めて困難となっている。したがって、地権者不明の場合は、固定資産税納税者の同意で対応するなど、合理的な範囲で認めるようにすべきである。</p>	
10		<p>< 共通 > 農用地区域内における開発許可の柔軟化</p>	<p>農用地区域内においては、当該区域から除外するための手続きが必要(市町村長による農業振興地域整備計画の変更手続き等)であり、地権者・森林組合・農業協同組合等の関係者の同意が求められるため、手続きに時間を要する一方で、一般電気事業者等が事業に供する電気工作物を設置または管理する場合は、発電の用に供する場合を除き、当該手続きが届出で可となっている。したがって、再生可能エネルギーであればその事業に公益性を認め、許可要件の見直しを図るべきである。</p> <p>公益性の議論</p>	
11		<p>白倉委員提案 農村地域における新エネルギー - 導入促進に向けた規制の見直し(農地法面を活用した太陽光発電パネル設置に係る農地法の基準の見直し)</p>	<p>自然エネルギー - が注目されるなかで、狭小な集落形成がなされている中山間地域の希少な土地である、畦畔法面が太陽光発電施設用地としての活用が可能となることにより、不利とされていた地形条件を逆に利活用する事が出来れば、農村での新エネルギー - 導入促進と農家経済の増大等に役立つが、農用地区域内の農地に太陽光発電パネルを設置する場合、農業振興地域の整備に関する法律及び農地法により必要な手続きが完了しない限り違反転用となる(ただし、営利(売電)を目的としない、農業用施設への供給目的では違反とはならない。)。したがって、農地の有効活用の面から、未利用地である畦畔法面部分に限り太陽光発電パネルの設置利用を可能とする制度の改正を行うべきである。</p>	

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
12		< 共通 > 補助金返還義務の見直し	圃場整備事業や森林の間伐事業等、過去に補助金の対象となった用地に発電設備を設置する場合、用地の一部を使用する場合であっても、補助金の返還義務が生じるため、設置の合意が得られない場合が多い。また、環境技術開発等に係る補助事業の成果によって相当の収益があった場合には、補助金の全部または一部相当額を納付しなければならないことから、B S上の預り金として処理せざるを得ず、競争力強化に繋がらない。したがって、適正に運用されている場合には交付条件違反とみなさないとといった措置を講じるべきである。	交付要件が企業の投資に不確実性を高めてしまっているのではないかと。
13		< 共通 > 風力発電、地熱発電等の設置プロセスの改善	風力発電や地熱発電、小水力発電など、地域の自然資源を活用する再生可能エネルギーの普及に際して、自然公園や温泉法、森林法、農地法などが、それぞれがバラバラな論理で適用されることで、円滑な普及を妨げている一方で、景観や鳥類の保護、低周波影響など、地域の参加・便益やリスクは必ずしも確保されない状況にある。したがって、自然保護、景観保全、地域の生活環境の保全、森林の保全、農地の保全など各種の立地規制の視点から、再生可能エネルギーの立地の可否を判断する新しい判断基準を設け、その判断基準に沿って、地域社会の合意のもとで、各再生可能エネルギーのゾーニング(立地可能、立地不可、その緩衝地域)を新たに実施すべきである。	<u>検討対象外とする</u> ゾーニングは第1ルールで閣議決定した事項。
14		< 風力発電 > 市街化調整区域における付随設備の設置許可の柔軟化	市街化調整区域における建築物等の建築は都道府県知事の許可が必要である一方で、風力発電機の設置については許可が不要となっている。しかしながら、風力発電機に付随する管理棟・変電設備等が建築物と看做されるため、結果として風力発電の設置が認められない場合がある。したがって、風力発電機に付随する設備であれば、許可不要である旨明確化すべきである。	風力発電機だけ立地可能でも発電事業が行えないのでは意味がない。
15		< 風力発電 > 風力発電設置に関する合理的な環境アセスの実施	環境影響評価法改正により、風力発電設備が新たに環境影響評価の対象となるが、風力発電の推進を阻害しない合理的な環境アセスを実施するために、環境影響評価の評価項目・評価基準について、簡素で合理的なものにすべきである。	<u>検討対象外とする</u> 風力発電の基準は今後決定されるため、時期早尚。
16		< 風力発電 > 風力発電等再生可能エネルギーの系統の優先的利用(優先的接続、優先的給電)の原則の確立	再生可能エネルギーの中でも、風力発電については、送電系統の独占的な所有者である一般電気事業者によって制約が設けられてきた。この系統制約が、日本における再生可能エネルギー電力の最大の普及の障害となっている。したがって、風力発電の規模・タイミング、対策コストのバランスを変え、新規の風力発電等の系統への接続に関して優先的な接続を認めるとともに、接続する場合の費用分担に関して、適切な分担ルールを確立すべきである。	<u>検討対象外とする</u> 別途審議会で議論がなされているもので、動向を注視。
17		< 小水力発電 > 発電水利権許可手続きの合理化	小規模な水力発電に関しては、減水区間が短く、周辺環境に与える影響が小さいと判断される場合も多い。しかしながら、その他の案件同様、減水区間に対する維持流量決定のための河川現況調査等を行う必要があるため、特に生息魚類・動植物調査についての影響評価に多大な労力とコストを要している。したがって、周辺環境に与える影響が小さいと判断される水力発電設備の設置については、河川影響調査の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るべきである。また、水利権更新時においても、使用水量に変更のない単純更新の場合は、発電規模の大小に拘わらず、流量審査を省略する等手続きの簡素化を図るべきである。	規模や形態に応じた合理的な基準を明確化すべき。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
18		<小水力発電> 自然公園内における小水力発電設備設置に係る審査手続きの簡素化	自然公園内に小水力発電設備を設置する場合には、河川法に基づく水利権許可に加えて自然公園法に基づく環境影響調査が求められるが、特に動植物調査については、1年半以上の調査期間を要するなど多大な労力が必要となっている。したがって、許可に係る当該調査の要否を判断する基準(「著しい環境影響を及ぼすおそれの有無を確認する必要があると認められたとき」)を明確にすべきである。また、河川法手続きの場合と同様、周辺環境に与える影響が小さいと判断される小規模な水力発電設置や既設設備を利用した発電設備の設置については、環境影響調査の見直しにより、審査手続きの簡素化を図るべきである。	前回の風力発電同様、著しい環境影響の基準を明確化し、規模や形態に応じた合理的な基準を設定すべき。
19		<小水力発電> 小水力に係る従属発電に関する許可手続きの見直し	小水力発電の設置について、農業用水の排水路など既許可水利権の許可水量の範囲内での従属発電は、河川の流量に新たな影響を与えないことから、既許可水利権者と協議を前提に許可手続きを届出で可とするなど、手続きの見直しを図るべきである。	
20		白倉委員提案 農村地域における新エネルギー - 導入促進に向けた規制の見直し(農業用水路を利用した小水力発電に係る水利権基準の見直し)	農業用水路に小水力発電設備の設置をする場合、河川法の許可が必要となり現行の慣行水利権から許可水利権への更新が必要となる。この手続きに必要な資料は、専門知識を求められるため、委託費用が膨大となっている。農業用水路は法定外公共物として国から譲与をうけ、財産管理事務と機能管理は、市町村で行っており、日常の流水管理は慣行水利権の許可を受けた水利組合が行っている。したがって、許可取水量以内での発電施設であれば、水利組合の同意の下、漁業組合、影響が及ぶ下流水利組合の同意書の届け出による許可制にし、農村地域での自然エネルギー - 導入の促進を図るべきである。	
21		<小水力発電> ダム水路主任技術者の取り扱いの見直し	一定規模以上の水力発電設備については、保安の監督を行うダム水路主任技術者を選任する必要があるが、その外部委託は認められていない。このため、新規に水力発電事業に参入しようとする小規模事業者等が、実務経験要件が必要な有資格者を確保することは困難な状況となっている。したがって、ダムを有する大規模水力発電所等と比較して、公衆や第三者に対するリスクが小さいと考えられる小水力発電所については、ダム水路主任技術者の外部委託を可能とするべきである。	
22		<太陽光発電> 緑地への算入	一部自治体の独自条例によって、建築物上の太陽光発電パネルを緑地面積に代替できる場合があるが、都市緑化法・都市計画法等に同様の規定がないため、建築主にとって太陽光パネルを設置するインセンティブが少ない。したがって、集合住宅やビルなどの屋上に太陽光発電設備を設置した場合は、環境貢献という観点から緑地や公園など公開空地の提供をしたことと看做すことによって、太陽光パネルの普及促進を図るべきである。	
23	省エネ・低炭素化の推進 (再生可能)	地域冷暖房にかかるエネルギープラント 附属工作物の都市公園における占用の容認	都市公園の公園区域を立体的に定める立体公園制度の利用により、都市公園の地下に地域冷暖房施設を設置することは可能であるが、地上部分は都市公園区域内となるため、地域冷暖房施設に付随する施設(煙突や冷却塔)を地上部分に設置することは認められていないため、実質的に利用することが不可能となっている。公共の安全を確保し、美観などへ配慮する技術的基準を満たすことを前提に、都市公園の占有を認めるべきである。	地域冷暖房施設の地下への設置が認められているなら、附随設備が許可されないのは不合理。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
24		下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備	下水(処理水・未処理水)や河川、海、運河の熱利用は省エネ効果も高く、未利用エネルギーの有効利用としては普及拡大を促進する必要があるが、下水道法等、各種法律において熱利用に関する考え方が規定されていないため、手続きに時間を要したり、施設整備が進まず、熱利用計画が頓挫する場合がある。したがって、下水熱や河川熱等を利用した熱供給事業を行う際に必要となる手続きやルールを明確化すべきである。	
25		澤委員提案 再生可能エネルギーの導入促進に向けた規制の見直し(地下水の熱利用に際しての揚水規制の見直し)	東京、大阪を中心とする特定の地域においては、地盤沈下を防止する等の観点から、地下水の揚水規制が課されており、揚水設備の断面積が小さな揚水は許可を得れば実施可能であるが、断面積が小さい場合には十分な熱の採取ができず、経済性が悪化することから、事業化が困難である。したがって、熱利用のみを行って還水する場合には禁止行為の除外とし、また許可も不要とする(あるいは還水する場合には許可しなければならないこととする)等の見直しを行うべきである。	澤委員ご意見 NO.24「下水熱・河川熱等の未利用エネルギーの活用ルールの整備」に含める
26		潜熱回収型給湯器ドレン排水処理に関する行政手続きの統一化	下水道法の解釈として、下水道管理者の許可があれば、潜熱回収型給湯器のドレン排水のように水質基準を満たす正常な水は、汚水ではなく雨水としてみなし排出してよいとされているが、自治体毎に取扱いが異なっている。したがって、潜熱回収型給湯器ドレン排水を雨水排出として認めることを明文化し、各自治体へ周知徹底すべきである。	
27		伊東委員提案 温室効果ガス排出量に関する報告の一元化・統一化	改正省エネ法、温暖化対策基本法、東京都環境確保条例など、類似のデータを政府・行政機関に複数報告する必要がある。また、適用対象や義務内容が自治体によって少しずつ異なり、個別の対応が必要となっている。したがって、政府・行政機関での情報共有、対企業窓口の一元化と、条例・制度内容の統一化を図るべきである。	
28		伊東委員提案 緑化のための植栽規定の見直し	工場立地法における植栽規定について、現行では工事終了時点で基準を満たすことが求められるため、成長した樹木を植林する必要があり、コスト増と繋がっていると同時に、樹木の生育の上でも好ましくない状況となっている。したがって、植林する苗木の本数を割り増しなどを前提に、苗木から育てることも選択肢として認めるべきである。	検討対象外とする (地域活性化WGで検討) 工場立地促進のための規制改革を地域活性化WGで検討。
29	その他 (再生可能)	松村委員提案 農地転用にかかる手続きの簡略化 <天然ガス普及促進に係る制度整備> 農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化	電気事業者が送電用電気工作物等の敷地に供するために農地の権利を取得する場合、認定電気通信事業者が線路・中継基地等の施設に供するために農地の権利を取得する場合等については、転用許可が不要となっているが、ガス事業においては、農地転用が認められていない。また、農地転用が認められた場合にも、仮設用地については、地方公共団体ごとに取扱いにバラツキがある。したがって、公益性対象となる事業を見直し、農地転用許可の基準を見直すべきである。 公益性の議論	ガス事業で認められない理由について確認が必要。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
30		松村委員提案 農用区域内での開発行為の円滑化 <天然ガス普及促進に係る制度整備> 農地におけるガス事業の公益特権の整備及び明確化	農業振興地域の整備に関する法律においては、ガス事業法によるガス工作物の設置又は管理に係る行為は公益性が特に高いと認められる事業として、農用区域内での開発行為に関して都道府県知事の許可を不要と規定されているが、都道府県によっては届出・除外許可申請が必要とされる場合もあり、普及活動に支障が生じている。したがって、都道府県知事の許可が不要とされていることを各都道府県向けに周知徹底すべきである。	
31		道路への設置許可対象の範囲拡大	道路管理者に道路への設置許可申請ができる工作物等の範囲に発電施設が含まれておらず、法面への太陽光パネル設置などの検討さえできない状況となっている。また、今後普及が進むと考えられる電気自動車用の充電施設についても、取扱いが不明確である。道路の構造に影響を与えない発電設備や充電施設について、許可申請の対象施設として追加すべきである。	法的に対象外であるならば、設置事例があることについて確認が必要。
32		自動車の燃費規制をCO2規制に変更し、2020年に欧州を越える水準を目指す方向を検討する	日本では、現状、2015年度燃費基準(リッター18.5km)の達成を目指しているが、燃費基準のままでは、電気自動車やバイオ燃料などの効果が統合できず、またエアコンからの代替フロンの漏洩なども規制から漏れてしまう。したがって、自動車の燃費規制をCO2規制に変更し、2020年に欧州を越える水準を目指す方向を検討すべきである。	検討対象外とする 中期検討課題とすべき。
33	スマートコミュニティ	<エコカー・エコハウス> 電気自動車にかかる急速充電器の設置促進	電気事業法施行規則においては、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を締結することができないため、駐車場・コンビニエンス・マンション(共用部)等で急速充電器を設置する場合に事業者は複数の機器分をまとめて契約しなければならず、電気料金の増加(低圧契約から高圧契約となる等)を理由に機器の設置が進展しない。したがって、行政は電気自動車にかかる急速充電器の設置促進の観点から、電力会社に対して、選択約款により、「一の需要場所」で「複数の需給契約」が対応可能な旨を周知し、選択約款での対応を促すべきである。	電力会社の選択約款による対応が可能であるならば、行政が選択約款での対応を促すべきではないか。
34		新浪委員提案 電気系統における「1構内1需要場所」規制の緩和(EV充電設備における「1構内複数需要場所」の認可)	FC加盟店の駐車場等の敷地内にEV充電設備を設置する際、「1構内1需要場所」という考え方において、既存の電力系統の中で賄う必要がある。そのため高圧受電設備の設置・追加等、高額な投資となる。 将来的に充電器の設置をフランチャイズ本部が主導して行う場合や、ビジネスとして展開しようとする場合については、店舗で使用する電力とは別系統の供給が必須となる。「1構内複数需要場所」という対応が今後のEV普及に向けて必要となる。(需要者という観点では、充電による電気使用は店舗ではなくEV利用者となる)	
35		松村委員提案 一需要場所の複数需給契約による需要家の再生可能エネルギー選択の柔軟化	再生可能エネルギーから発電されるグリーン電力を直接購入し、ゼロエミッションを達成しようとする、自らの総需要を上回るグリーンPPSの発電能力を確保する必要があるが、「一の需要場所」は「一の需給契約」とされており、同一敷地内で複数の契約を実施できない。自らの需要の一部をグリーンPPSより電力購入する、もしくはテナントビルに入居している事業者及びビルオーナーがグリーンPPSより電力購入することを可能とするためには、一需要場所の複数需給契約を認める制度への改定が効果的である。	

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
36		<エコカー・エコハウス> リチウムイオン電池輸送にかかる制度整備	国内におけるリチウムイオン電池の取扱いは、第4類第2石油類とみなされ、危険物扱いとなっており、国際基準となる国連勧告に整合した区分とはなっていない。これにより、輸送のみならず、電池の製造、貯蔵、電池を用いた蓄電設備の設置等において、過剰な取扱い設備が要求されている。また、リチウムイオン電池を航空輸送する場合、指定サイズ、指定カラー、貼付箇所(複数面に亘ることは不可)の基準に適合したうえで、梱包物にラベルを貼付する必要があるため、コスト増加要因となっている。したがって、輸送の安全確保を前提にしつつ、国際基準にキャッチアップした合理的な制度整備を行うべきである。さらに、我が国が国連勧告に整合していない理由についても、説明責任を果たすべきである。	国際基準と相違する基準の適用は企業の国際競争力の低下を招くため、早急に改善すべき。併せて、国際基準を適用していない場合はその理由の説明責任を果たすべき。
37		松村委員提案 一般家庭の共同設置大規模太陽光のみなし自家消費	現在、一般家庭が太陽光発電を導入した場合、余剰電力はプレミアム(48円/kWh)で販売が可能だが、マンションの住民等個別にPVを導入できない需要家には不公平感がある。したがって、遠隔地にPVをマンションの住人が共同で設置し、そのPVの発電量と各一般家庭の消費電力量を差し引いた分を「みなし余剰電力」として、戸建の余剰電力と同様に買取対象とすることにより、不公平感が軽減されPVの導入も進む。	
38		松村委員提案 マンション高圧一括受電サービスの普及促進に向けた規制の見直し、高圧一括受電サービス普及促進に係る電気事業法に基づく「主任技術者制度の解釈および運用(内規)」の見直し	マンション高圧一括受電サービスで設置する電気工作物は自家用電気工作物としての点検を求められるところ。一般電気事業者による電力提供の場合(電気事業の用に供する電気工作物の場合)は、4年に1回の各住戸の定期調査のみで停電は要求されないが、マンション一括受電サービスでは1年に1回以上の停電を伴う点検を求められる。したがって、一般電気事業者とその他の事業者のイコールフットイングを図るという観点から、自家用電気工作物の適切な保安運用を実施している事業者に関しては、一般電気事業者と同等の電力提供条件となるよう停電を伴う点検を不要とすべきである。	
39		澤委員提案 燃料電池自動車向け水素供給の安全規制・事業環境の整備	現在の水素スタンドに関わる保安規則は、一般ユーザーへの販売、サービスステーション(ガソリンスタンドを含む)での乗用車への充填といった、広く一般に普及させる形での事業モデルを想定しているとは言い難い(圧縮天然ガススタンドは特定ユーザー向け)。したがって、燃料電池自動車の本格普及の始まる2015年までに、水素スタンドに関わる保安規制を液化石油ガス同様に独立した形で整備、また事業に関しても制度設計を行い、導入環境を整えるべきである。	澤委員ご意見 問題意識として提言。中期検討課題とする。
40		松村委員提案 CNGスタンドと水素スタンドの併設	水素スタンドの処理設備(圧縮機)、貯蔵設備(蓄圧器)に対して、天然ガス(CNG)スタンドの処理設備、貯蔵設備の間の距離は6m以上と規定されており、短縮あるいは除外規定が存在しないため、2013年度以降の水素スタンド先行整備を実施するにあたっての重大な支障をきたす。したがって、水素スタンドと天然ガススタンドを同一事業者が責任をもって一体運用する場合において、消火活動などのリスクを踏まえ、設備間の距離のあり方を検討すべきである。 第1クール フォローアップ	
41		<需要家選択肢拡大> 家庭用電気料金メニューの拡充	家庭用電気料金については、電力使用量に応じた料金メニューが主体となっており、需要家の省CO2化、負荷平準化等のインセンティブを与える料金メニュー(例えば、家庭における電気自動車の料金メニュー(夜間の充電料金)やスマートメーターの設置需要家を対象とした細かい料金メニュー(30分単位等))とはなっていない。行政は需要家の省CO2化等を推進して行くためにも、電力会社に対して、選択約款により、料金メニューの変更が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。	電力会社の選択約款による対応が可能であるならば、行政が選択約款での対応を促すべきではないか。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
42		< 需要家選択肢拡大 > 需要家のロードカーブ情報の取扱い	需要家の電力使用量情報(時間帯別のロードカーブ情報)については、「需要家のもの」との認識が広がりつつあるが、個人情報保護、セキュリティ確保等に配慮した開示ルールが未整備であるなど、情報の取扱いが明確化されていない。また、スマートメーターから情報を集約し、複数の需要家をまとめて管理するエネルギーマネジメントサービスの提供事業者等についても、新規産業の創出を図る観点から、その位置付け(電気事業法の取扱い等)の明確化が必要である。	
43		< 電力融通の円滑化 > 特定電気事業制度の見直し	特定電気事業制度については、平成7年の制度改革以降で当該制度を利用した事業者が僅か6社であり、一事業者のみで需要家への最終供給責任を負う制度では、電気と熱を効率的に併用し、運営することが難しいとの指摘がある。したがって、地域エネルギーの効率的な利用に資する一定規模・範囲の特定電気事業者について、電力会社等の複数の電源より、常時電力の供給(系統連系)を受けることが可能となる制度とすべきである。	
44		< 電力融通の円滑化 > 特定供給の関係性の緩和	特定供給については、電気事業法施行規則において、電気の供給者と需要者の資本関係・人的関係・組合設立など、関係性が強く求められているが、許可要件が厳格であり、電気の融通が広く普及しない。電気の融通を促進させる観点から、例えば、電気の供給者・需要者の両者が、共同で融通設備に投資し、電力の売買契約を締結した場合や、子会社が分社化した場合等については、組合等を設立せずとも特定供給の関係性を満たすべきである。	特定電気事業が緩和されれば、特定供給の問題もクリアされる可能性あり。電力融通の円滑化が必要ということ伝える必要がある。
45		< 電力融通の円滑化 > 特定供給の対象となるエリア概念の拡大	現行の特定供給の制度では道路を隔てた建物間は電気事業法における「一の需要場所」には該当しないため、自由な電力融通ができない。したがって、地域コミュニティを活用した電気の融通を促進させる観点から、「一の需要場所」のエリア概念を拡大すべきである。	
46		< 電力融通の円滑化 > 低圧託送料金制度の創設	託送料金制度は、高圧以上の送電線の利用ルールしか設定されていないため、太陽光発電が設置できない集合住宅等において、近隣の空き地に共同で太陽光発電設備を設置し電力融通を行う場合などの際に、既存の電力線を利用できない。また、地域レベルでの低圧の電力受け渡しについて、既存の電力線を利用できない。したがって、既存の電力線を活用して円滑な電力融通を行う観点から、電力会社に対して、選択約款により、低圧託送の利用が対応可能な旨を周知し、対応を促すべきである。	電力会社の選択約款による対応が可能であるならば、行政が選択約款での対応を促すべきではないか。
47		< 電力融通の円滑化 > 高圧託送料金制度の見直し	高圧託送料金については、高圧の送電線のみを利用した場合でも、その上位の特別高圧の送電線の利用料金が上乘せされており、利用実態に即した料金算定が行われていない。したがって、特別高圧の送電線を利用しない場合には、託送料金から当該費用を差し引く等、利用実態に即した料金体系に変更すべきである。	検討対象外とする 同一変電所下でも、上位系統で負荷変動対応をしている。H17年の制度改革におけるパンケーキ構造(供給区域ごとの接続料加算)の解消に逆行。
48	省エネ・低炭素化の推進 (スマコミ)	< エネルギー供給の低炭素化 > ガス導管事業の用に供する導管の道路占有許可	ガス管の敷設については、一般ガス事業または簡易ガス事業の用に供するガス管については道路占有許可が特例的に与えられているが、ガス導管事業はその対象となっておらず、円滑なガス導管整備ができない。したがって、低炭素社会の実現に向けた導管敷設促進の観点から、ガス導管事業(一般ガス事業の供給区域外を含む)についても、一般ガス事業の用に供するガスインフラと同様の取扱いとすべきである。	

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
49		<エネルギー供給の低炭素化> 行政によるガス工事・通信工事跡の受託復旧費用の抑制	道路占有事業者(一般ガス事業者、通信会社等)が道路工事を行った場合、原則として、当該事業者が舗装復旧を行うこととなっているが、地方公共団体によっては、行政が受託復旧を行い、その復旧費用を占有事業者に支払うよう命じてくる場合があり、復旧費用は自社で復旧するより割高となっている事例もある。したがって、工事の効率性、費用負担等を勘案し、施工を行った道路占有事業者が行う、または道路占有事業者を含めた競争入札により、舗装復旧を行うべきである。	
50		<エネルギー供給の低炭素化> ガス事業託送約款料金算定規則における減価償却費算定方法の緩和	ガス導管事業者が敷設するガス管については、新規敷設導管について単独料金を設定した場合、他の導管の託送料金水準に比べて高額となるため、財務会計上採用している減価償却とは別の計算方法(30年)で算定しているが、一般ガス事業者が供給区域外で同様にガス管を敷設した場合には適用されない。したがって、低廉な託送料金水準による需要家利益の拡大を図る観点から、一般ガス事業者が行う供給区域外のガス導管事業についても、ガス導管事業者と同様の取扱いとすべきである。	
51		<エネルギー供給の低炭素化> 準工業地域におけるバイオガスの製造の適用除外	下水処理場等で発生する消化ガスには都市ガスの原料となるメタンが多く含まれており、都市ガスの原料として利用することが可能であるが、準工業地域内では可燃性ガスの製造事業にかかる建築ができないため、当該製造ができない。製造工程が消化ガスに含まれる不純物除去等であり、高度な製造技術を要しないことから、建築基準法の適用除外とすべきである。	
52		<エネルギー供給の低炭素化> 松村委員 ガスパイプラインのインフラ整備に資する河川、道路等の占有許可要件の柔軟化	低炭素社会を実現するためには、天然ガスを低廉かつ安定的に供給することが可能なガスパイプラインのインフラ整備を図る必要がある。このため、河川については、河川縦断時のガス管の埋設許可要件及び河川区域内での防護措置の緩和、道路については、農業用道路・港湾道路・高速道路における占有許可要件を柔軟化すべきである。	
53		松村委員 公共用地等における占有許可	公共用地等における占有許可については、規制はなく、協議により占有可能となっている。道路同様義務占有の対象とするか、または公益的事業施設に優先的に占有を許可することとすべきである。	
54		大室委員 民生部門のCO2排出量削減に向けた「見える化促進支援」制度の導入	民生部門のCO2削減のためには、住宅やオフィスの供給者の努力だけでは効果が限定され、住宅購入者やテナント等、国民の理解や協力が不可欠である。民生部門の対策としては、支援・誘導策が重要であり、特に、家庭部門においては、エネルギー消費等の「見える化」に係るシステム、設備導入を更に推進する支援制度を創設し、このような取り組みを幅広く社会に情報発信し、国民の省エネに対する理解促進に努めることが必要である。併せて、「見える化」による、CO2削減効果を定期的に検証し、評価する仕組みも有効である。	
55	リサイクルの促進	佐藤委員提案 <廃棄物処理法の見直し> 一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直し	同一性状であっても一般廃棄物・産業廃棄物の区分があるため、収集～処分を別々に行う必要があり、効率的処理が行えない(オフィスの引越し時に発生する廃棄物など)ことに加えて、事業系一般廃棄物の多量排出時など、自治体が処理できずに産業廃棄物として処理を行わざるを得ない場合がある。したがって、一般廃棄物と産業廃棄物の区分の見直しを行うべきである。	廃プラ、蛍光灯等の資源化物、食品のリサイクル時、バイオマス利活用時など、課題は多く、見直しによって効率化を進めるべき。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
56		杉山委員提案 すべて産業廃棄物として定義されている廃プラスチックの一部を一般廃棄物として定義(廃プラスチックの定義の見直し)	廃プラスチックはすべて産業廃棄物と位置付けられているため、事務所で食べた弁当ガラやペットボトルなども産業廃棄物とされることによって、排出事業者が一般廃棄物と別々に委託処理を行うことによる事務手続きが煩雑となっている。したがって、紙類などと同様に業種指定を行う等により、小規模なオフィスから排出される廃プラスチックについては、一般廃棄物として取り扱うようにすべきである。	区分の見直しに含める。
57		杉山委員提案 ペットボトルや発泡スチロール製トレイなどの「専ら再生利用の目的となる廃棄物」への位置づけ	現在のリサイクル状況では、ペットボトルや発泡スチロール製トレイなどは、リサイクルが可能であるが、収集コストまでを含めると逆有償になってしまうこともあるため、廃棄物としての取り扱いが必要となってしまう。このことがリサイクルを阻害し、循環型社会の形成を阻害する要因となっている。したがって、リサイクル可能性や環境負荷への影響を考慮した上で、「専ら物」の定義を見直すべきである。	専ら物のコメントールを確認すべき。その上で、対象範囲の拡大についても検討。
58		<廃棄物処理法の見直し> 一般廃棄物の処理料金の透明化	一般廃棄物に係る処理料金は、実際に要した処理費用と連動せず、近隣の自治体横並びとなるように設定されることが多い。税金も投入されていることから、民間事業者のリサイクル料金と比較して低価格となっており、排出事業者のリサイクルへのインセンティブが働かない。したがって、処理料金の「見える化」を行うことで処理料金の透明化を図るべきである。	<u>検討対象外とする</u> 規制改革会議3ヵ年計画のフォローアップで対応。
59		佐藤委員提案 一般廃棄物処理業の許可の更新期間延長	一般廃棄物処理業の許可の更新期間は2年であり、一般廃棄物処理業を営む上で、施設設置、運搬車両の購入等多大な投資が必要である現状を考慮すれば、このような短期の許可期間では、融資を受けることが困難であるだけでなく、安定して事業を営むことも難しい。したがって、一般廃棄物処理業の許可の更新期間を産業廃棄物処理業と同様、5年とするべきである。	
60		佐藤委員提案 特別管理産業廃棄物処理業の許可の産業廃棄物処理業の許可包含	一定の有害性等が予想される場合、安全性を考慮して特別管理産業廃棄物処理業者に委託することが適切であるが、特別管理産業廃棄物処理業の許可業者が通常の産業廃棄物の収集・運搬または処分を行うことは認められていない。このため、対象物が通常の産業廃棄物に該当する場合には、無許可業者への委託となってしまう。したがって、特別産業廃棄物処理業の許可は産業廃棄物業の許可を包含する対応を行うべきである。	
61		<廃棄物処理法の見直し> 企業グループでの産業廃棄物の自ら処理	廃棄物を排出する事業者(例:卸売販売の子会社)とそれを処理可能な事業者(例:製造、処理可能な親会社)との関係が持分法適用の関係会社の場合であっても、廃棄物処理法上で企業グループとしての自ら処理は認められないため、処理事業者が処分業の許可を取得するなどの対応が必要となる。したがって、同一グループ企業内で発生する廃棄物については、企業一体としての自ら処理を可能とすべきである。	排出事業者の概念を拡げるべき。自治体によっては認めている場合もある。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
62		佐藤委員提案 関連性の強い複数の排出事業者が連携した3Rの促進	排出事業者が、自ら処理の責任を果たす上で、親子会社等資本関係のある複数関係会社、同じ商業施設等に入居している複数の会社および個人事業者、フランチャイズ契約などに基づき対外的には同一ブランドで一体的に企業活動を行っている複数の会社等が連携し、自主的な取り組みを推進して廃棄物の減量・リユース、リサイクルを行っている。しかしながら、自治体によっては、複数の企業が連携して3Rを推進することは、個々の企業の責任を曖昧にするとの理由でこれを認めないケースが少なくないため、円滑な自主的取り組みが阻害されている。また、古物営業法の適用範囲が不明確であるため、関連性の高い複数の企業間での使用済み商品の売買、譲渡が阻害されている。したがって、関連性の強い複数の排出事業者が連携した3Rの取組が促進されるよう、見直しを行うべきである。	
63		佐藤委員提案 <建築基準法の見直し> 都市計画審議会に係る手続きの合理化	廃棄物処理施設は都市計画決定または都市計画審議会を経て特定行政庁が許可を行う必要があり、焼却や埋め立てを伴わないようなマテリアルリサイクル施設(木くず、がれき類、廃プラ等)であっても、建築確認や都市計画審議会での承認、さらには近隣住民の同意を要する場合があることから、迅速な施設設置が行えない。工業専用地域及び工業地域内に設置する場合においても同様の手続きが必要とされ、一般的な製造業者に比べ過大な負担が生じている。したがって、都市計画審議会の対象要件の見直しなどによって手続きの合理化を図るべきである。	一般の工場設置と同一の取扱いとすべき。
64		<食品リサイクル法の見直し> 動脈物流を活用した食品リサイクルの促進	廃棄物処理法においてはフランチャイズチェーン一体で一事業者として広域的な収集運搬を行うことが認められていないため、店舗ごとの排出量が少量であるフランチャイズチェーン業態のリサイクル率向上が阻害されてしまっている。したがって、本部等の責任において適正処理を行う場合には、許可を取得することなく動脈物流を活用した収集運搬を広域的に行えるようにすべきである。	
65		佐藤委員提案 収集運搬の合理化	3Rを促進するとともに、温暖化対策を推進するためには、収集運搬の効率化が必要である。現在の法制度では、商品配達のリ便の利用、道路・船舶の利用、運送途中での大型便への積み替え、再委託等が困難であるため、収集運搬の効率を向上させるような改革を行うべきである。	物流効率化は重要である。

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
66		< 廃棄物処理法の見直し > バイオマスの利活用促進	<p>バイオマスの利活用を阻害している課題として、以下のような問題があり、見直しを行うべきである。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・間伐材や枝打ち材が産業廃棄物と位置づけられることによって、収集運搬の担い手が限られ新規参入の障壁となっている。また、環境当局が所有者からの逆有償を求める場合もある。林地残材は産業廃棄物、果樹剪定枝は一般廃棄物とみなされるため、木材であっても処理に係る取扱いが異なり、公平感に欠ける。 ・廃棄物該当性の判断に市場での取引実態が考慮されるため、新技术を用いたバイオマス燃料が廃棄物でないと認められるまでに時間を要し、円滑な新規事業展開を阻害している。 ・間伐材や食物残渣等で発電を行う際に発生する燃焼灰について、自治体によっては産廃ではなく山林・農地に還元するケースを明文化し、その有効活用が促進されている場合もあるが、その一方で、産廃処理を指導するところもあり、対応が統一されていない。 ・産業廃棄物焼却炉と同等以上の環境性能を有するボイラにおいて、廃棄物由来バイオマス燃料の利用が行えないが、廃棄物処理の許可を取得するには手続きに時間を要することに加えて、ダイオキシン対策設備となることから定期検査時に暴露対策が必要となり、点検期間の長期化によって稼働率が低下してしまう。 ・大気汚染防止法の対象となるボイラー、振動規制法の対象となる破砕機については、廃棄物処理施設の許可が不要であることとすることが必要である。 <p>経済対策フォローアップ(論点の拡大)</p>	<p>買取制度との関係もあり、定義の問題は時期早尚では。廃棄物か否かの判断は輸送コストを除いて考えるべき。</p>
67		伊東委員提案 他社製品の廃棄製品の回収可能化	<p>広域認定制度における他社製品の取扱いについて、廃棄製品が他社製品の場合、回収ができない(他社製品からのリプレースの場合、回収ができず、また、複数社の製品が混在している場合排出者が分別して各社に処分依頼を出す必要がある)。したがって、廃棄製品が他社製品である場合も回収可能とすべきである。</p> <p>第1クール フォローアップ</p>	<p>検討対象外とする</p> <p>第1クールで閣議決定した事項。フォローアップで対応。</p>
68		佐藤委員提案 処理委託契約書の簡素化	<p>処理委託契約書の記載内容は項目も多く、契約書作成・保管事務に莫大な費用が必要となっていることに加えて、あわせ産廃や専ら物の委託にあたっては契約書が締結されていない事例も多い。マニフェストによって、不法投棄や不適正処理防止のための処理ルート確認等は行われており、また、優良な廃棄物処理業者が一層育成されてくことも期待されるため、排出事業者による契約書締結の在り方を見直すべきである。</p>	
69		佐藤委員提案 マニフェスト報告制度の廃止	<p>マニフェスト報告制度は、排出事業者および自治体の双方に負担が大きく、不適正処理の防止等に効果がないことから、長期にわたり適用が猶予されていた。平成20年より、適正処理の推進のためではなく、電子マニフェストの普及のために実施が始まっているが、実際、集計や提出作業に多大な労力が必要となっている。したがって、マニフェスト報告制度の廃止または適用の猶予を再開すべきである。</p>	
70		佐藤委員提案 産業廃棄物処理業者による3Rの推進	<p>産業廃棄物処理業者は、排出事業者と同様に3Rに取り組むことが期待されており、処理前の事前選別、処理後選別、処理後加工等により、資源回収や再生、再生品の売却を行っている場合がある。しかしながら、自治体によっては、このような産業廃棄物処理業者の3Rの取り組みについて、許可申請時の内容と異なる等の理由で認めず、産業廃棄物業者による3Rが阻害されている場合がある。したがって、産業廃棄物処理業者が、廃棄物の性状にあわせ、処理前の事前選別、処理後選別、処理後加工等により資源回収や再生、再生品の売却等の3Rの取組みをすることは、循環型社会に合致するものであり、産業廃棄物処理基準を満たしている場合にはこれを積極的に推進することを周知すべきである。</p>	

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
71		佐藤委員提案 産業廃棄物処理業者の変更届出規制の合理化	産業廃棄物処理業者は、役員、政令指定使用人、5%以上株主等の変更、届出車両の変更があった場合、10日以内に都道府県知事へ変更届を提出しなければならないが、上場企業の場合、株主は日々変動しており、また役員、支店長の数は合計すれば100名以上に及ぶ場合もあり、適切に運用することが極めて困難である。したがって、変更届に係る手続きの合理化を図るべきである。	
72		佐藤委員提案 汚泥の脱水施設等の規制緩和	下水道処理施設、浄水施設の設置および管理はPFI等にて民間が行うことが増えているが、このような場合に廃棄物処理法(業許可・施設許可)が適用されるかどうか不明確である。また、工場団地等で複数の事業者が水処理施設を共有して使用する場合に、廃棄物処理法が適用されるかどうか不明確である。したがって、下水道処理施設や浄水施設に付随する脱水施設等について、廃棄物処理法の適用対象外であることを明確化すべきである。	
73		佐藤委員提案 産業廃棄物中間処理施設および最終処分場の広域的利用促進	産業廃棄物は、本来広域処理が前提であるにもかかわらず、都道府県は都道府県の作成した処理計画を根拠に、県外廃棄物の流入規制や県内廃棄物を優先的に受け入れるような指導等をする場合がある。3Rを推進するために、産業廃棄物中間処理施設および最終処分場の広域的利用を促進すべきである。	
74		佐藤委員提案 広域認定・家電リサイクル法大臣認定の簡素化	広域認定制度および家電リサイクル法では、全国規模で数千社の貨物運送業者が数十万台の車両を利用して、回収を担っているものであり、これらの事業者について発生する変更、車両の追加等について変更認定や変更届を提出することは、認定事業者にとって過大な負担になっているばかりではなく、環境省にとってもその確認は過大な負担であり、簡素化を行うべきである。	
75		佐藤委員提案 リサイクル品の活用促進	3Rを促進し、循環型社会を構築するためには、副産物・リサイクル製品・リユース品の売買および使用を促進する必要がある。3Rに自主的に取り組んでいる事業者は、大きなコストをかけて再資源化をしているにもかかわらず、競合するバージン素材や商品、原料が安い場合や、運賃が高額になる場合には、運賃価格を差し引くとマイナスになり、廃棄物として行政指導を受ける場合が多い。したがって、業界団体等の品質基準への適合性を条件に、一定の循環資源については有価物としての運搬および輸出を認めるべきである。	
76		伊東委員提案 PCB含有基準の見直し	微量PCBを含んでいる使用済みトランスなどに関して、「PCBを含有している」と定義する最低濃度が先進諸外国の基準と異なるため、企業活動の過度な負担となっている。したがって、国際競争力強化を図るためにも、先進諸外国の基準に合わせるべきである。	
77		佐藤委員提案 適正処理困難物等の適正処理の推進	現在では廃エアゾールや廃カセットボンベ等の処理について、自治体で事故が発生しており、これらに対する対策が必要となっているが、廃棄物処理法における適正処理困難物は長期間見直しながなされていない。また、PCB廃棄物については、PCB廃棄物の処理基準が定められているが、PCB廃棄物に該当するか否かの判断基準がない上、処理後の基準についても、国際基準と比較して厳しくなっている。したがって、処理困難物の指定の見直しおよびPCB廃棄物に係る基準を明確化すべきである。	

NO.	分類	事項名	規制・制度改革の概要	検討会での主な議論
78		佐藤委員提案 廃棄物統計の見直し	平成19年度における全国の産業廃棄物の総排出量は約4億1900万トンとされているが、そのうち汚泥が44.2%、動物のふん尿が20.9%を占めている。汚泥は、含水比がきわめて高い、すなわちほとんどが水という状態で推計されていると考えられるばかりではなく、上下水道、電気・ガス事業などのインフラ事業から発生するものである。また動物のふん尿は、飼育頭数から排出量が推計され、飼育施設周辺でそのまま肥料として利用されていることが多く、排出および処理実態が他の産業廃棄物とは大きく異なる。したがって、排出実態をより明確化し、国民への情報提供および3Rの取組みの成果を判断する基礎として適切なものとするために、汚泥と動物のふん尿の統計方法を見直すべきである。	
79		佐藤委員提案 自然的原因による土壤環境基準超過	土壤汚染対策法の改正に伴う施行通知において、自然的原因による土壤環境基準超過についても、汚染土壤として管理するべきであるとされたが、日本全国において、自然的原因による土壤環境基準超過は広範にみとめられるものであり、これについて対策を求めるといことになれば一般国民にとって過度な負担となる。また、自然的原因による土壤環境基準超過のみをもって、指定区域として指定することは、土地の売買・賃貸・担保化に支障が生じ、国土の健全な利用を阻害してしまう。したがって、自然的原因による土壤環境基準超過と判断される場合には、これを理由として調査命令、区域指定を行わず、また浄化等の対策をする必要がないことを周知すべきである。	
80	その他 (3R)	浄化槽の法定検査の見直し	浄化槽法においては、保守点検と清掃を毎年法律で定められた回数について行い、その記録を3年間保存する必要がある(清掃は年1回以上の実施、家庭用の小型浄化槽では4ヶ月に1回以上)、さらに適正に維持管理され、本来の浄化機能が十分に発揮されているかどうかの確認のため、法定検査(水質に関する検査)を定期検査として年1回行う必要がある。法定点検と民間の維持管理会社に委託されている保守点検とに重複感が生じていることから、法定検査の在り方を見直すべきである。	指定機関の問題も大きいのでは。下水が引かれていない地点など、ニーズは高い。